

定 款

社会福祉法人 愛 光

(2026年2月3日認可)

社会福祉法人 愛 光 定 款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- 1 第一種社会福祉事業
 - イ 障害者支援施設の経営
 - ロ 特別養護老人ホームの経営
- 2 第二種社会福祉事業
 - イ 老人居宅介護等事業の経営
 - ロ 老人デイサービス事業の経営
 - ハ 老人短期入所事業の経営
 - ニ 老人介護支援センターの経営
 - ホ 相談支援事業の経営
 - ヘ 障害福祉サービス事業の経営
 - ト 児童厚生施設の経営
 - チ 放課後児童健全育成事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人愛光という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(経営の理念)

第 4 条 この法人は、「福祉社会への道を照らす愛の灯台」を独自の経営理念として掲げる。

- 2 経営理念を実践していく上で、次の視点から事業に取り組むことを法人の使命とする。

(1)社会の一隅に光を当て、少数の人々の福祉に関心を寄せること。

(2)地域社会の福祉文化の向上に貢献していくこと。

(事務所の所在地)

第 5 条 この法人の事務所を千葉県佐倉市山王 2 丁目 3 7 番地 9 ラポールコミュニティ愛光内に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 6 条 この法人に評議員 1 1 名以上 1 3 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 7 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、外部委員 2 名及び事務局員 1 名の 5 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第 8 条 社会福祉法第 4 0 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 2 5 条の 1 7 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第 9 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第 6 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 1 0 条 評議員に対して、一人当たりの各年度の総額が 1 0 0, 0 0 0 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 1 1 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 1 2 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

- 第17条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上10名以内とする
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名以上を業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

- 第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第17条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利業務を有する。

(役員解任)

- 第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に

従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第25条

この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第26条

理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条

この法人の資産は、基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 千葉県佐倉市山王2丁目37番9の土地
(20,329.36平方メートル)
 - (2) 千葉県佐倉市山王2丁目37番10の土地
(1,839平方メートル)
 - (3) 千葉県佐倉市山王2丁目37番11の土地
(971平方メートル)
 - (4) 千葉県四街道市四街道1丁目9番7の土地
(406.16平方メートル)

- (5) 千葉県佐倉市山王2丁目37番9所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建1棟(ルミエール住居棟)
(床面積 2,032.58平方メートル)
- (6) 同 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建1棟(本館)
(床面積 1,545.03平方メートル)
- (7) 同 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建1棟(エネルギーセンター)
(床面積 541.90平方メートル)
- (8) 千葉県四街道市四街道1丁目9番7所在の鉄筋コンクリート造陸屋根6階建1棟(視覚障害者情報提供施設)
(床面積 1,275.69平方メートル)
- (9) 千葉県佐倉市山王2丁目37番9所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建1棟(めいわ住居棟)
(床面積 1,886平方メートル)
- (10) 同 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建1棟(リホープ住居棟)
(床面積 1,775.44平方メートル)
- (11) 同 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建1棟(支援センター)
(床面積 337.50平方メートル)
- (12) 佐倉市太田字長作1145番1の土地
(4901.08平方メートル)
- (13) 佐倉市山王2丁目37番9所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟(めいわ陶芸棟)
(床面積 66.24平方メートル)
- (14) 佐倉市太田字長作1145番1所在の鉄筋コンクリート鉄骨造ステンレス鋼板葺2階建1棟(はちす苑)
(床面積 3,617.86平方メートル)
- (15) 同 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建1棟(はちす苑倉庫・陶芸窯室)
(床面積 24.80平方メートル)
- (16) 佐倉市太田字長作1147番4の土地
(262平方メートル)
- (17) 佐倉市太田字長作1147番5の土地
(498平方メートル)
- (18) 佐倉市太田字長作1147番1の土地
(2,431平方メートル)
- (19) 佐倉市太田字長作1147番3の土地
(2,412平方メートル)
- (20) 佐倉市山王2丁目37番9所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建1棟(めいわ活動センター)
(床面積 280.15平方メートル)
- (21) 佐倉市鐺木町352番2の2所在の鉄骨造陸屋根2階建1棟(ワークショップかぶらぎ)
(床面積 641.22平方メートル)
- (22) 佐倉市太田1879番1の土地

- (389.96平方メートル)
- (23) 佐倉市太田1879番2の土地 (195.13平方メートル)
- (24) 佐倉市山王2丁目64番5の土地 (69.63平方メートル)
- (25) 佐倉市山王2丁目64番8の土地 (3.69平方メートル)
- (26) 佐倉市山王2丁目64番9の土地 (6.57平方メートル)
- (27) 佐倉市太田1879番1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建1棟
(山王の家) (床面積 305.02平方メートル)
- (28) 佐倉市山王2丁目37番地9所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
(めいわ園芸棟) (床面積 33.58平方メートル)
- (29) 佐倉市岩名字宮前223番3の土地 (6.21平方メートル)
- (30) 佐倉市岩名字宮前223番4の土地 (7.03平方メートル)
- (31) 佐倉市山崎字八幡前350番3の土地 (153平方メートル)
- (32) 佐倉市山崎字八幡前350番5の土地 (322平方メートル)
- (33) 佐倉市山崎字八幡前350番5所在の木造スレートぶき2階建1棟
(宮前の家) (床面積 251.73平方メートル)

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、法人本部に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を法人本部に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人本部に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域生活支援事業(日中一時支援事業)
- (2) 地域支援事業
- (3) 地域福祉センター運営事業

(4) 視覚障害者情報提供施設の無償貸与事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 8 章 解散

(解 散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人愛光の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

① この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	加 藤 一 郎
副 理 事 長	七 五 三 久 雄
常 務 理 事	古 市 金 太 郎
理 事	岩 崎 保 英
理 事	岩 沢 利 雄
理 事	石 井 正
理 事	海 保 重 司

監 事 白 土 市 太 郎
監 事 加 藤 忍

② この定款は昭和30年 4月 1日から施行する。

昭和30年 9月23日一部変更
昭和37年12月 5日一部変更
昭和38年 7月 9日一部変更
昭和39年 2月17日一部変更
昭和39年 5月29日一部変更
昭和44年 4月 7日一部変更
昭和44年 9月 1日一部変更
昭和44年11月24日一部変更
昭和47年 3月20日一部変更
昭和49年 1月 7日一部変更
昭和52年 3月23日一部変更
昭和56年 1月28日一部変更
昭和57年 6月28日一部変更
昭和57年 9月 9日一部変更 (届出)
昭和61年 4月30日一部変更
昭和62年 1月13日一部変更 (届出)
昭和63年 9月20日一部変更 (住居表示変更・定款準則)
平成 2年 4月19日一部変更 (届出)
平成 4年 6月20日一部変更 (届出)
平成 4年11月 2日一部変更 (届出)
平成 6年 1月12日一部変更 (届出)
平成 6年 4月 1日一部変更 (事業所移転・定款準則改正認可)
平成11年 8月19日変更認可 (法律・準則改正、基本財産の増加)
平成12年 3月 7日変更認可 (事業追加、基本財産の増加)
平成12年12月22日変更認可 (理事定数変更、常務理事、評議員会設置)
平成13年 5月30日変更認可 (定款準則改正による)
平成14年 6月14日変更認可 (第二種社会福祉事業追加)
平成15年 3月31日変更認可 (理事、評議員定数変更、専務理事追加、事業変更)
平成17年 3月25日変更認可 (事業追加、変更、理念追加)
平成18年 1月16日変更認可 (事業追加、定款準則改正による)
平成18年 8月 4日変更認可 (事業名称変更、追加)
平成18年12月18日変更認可 (事業名称変更)
平成19年 2月22日変更認可 (障害者自立支援法施行による新事業体系への移行)
平成19年 8月16日変更認可 (専務理事の人数変更、基本財産の増加)
平成19年10月22日変更認可 (障害者自立支援法施行による新事業体系への移行、定款準則改正による)
平成20年 2月 6日変更認可 (障害者自立支援法施行による新事業体系への移行、事業変更)
平成20年 7月 7日変更認可 (事業追加、定款準則改正による)

平成21年 5月25日変更認可（事業追加による）
平成21年 7月 3日変更認可（事業廃止による）
平成22年 6月 1日変更認可（事業廃止、新規事業による名称変更）
平成22年12月27日変更認可（基本財産の追加）
平成23年11月11日変更認可（専務理事廃止、常務理事人数変更、総括施設
長追加、理事長職務の代理の変更）
平成26年 5月30日変更認可（事業廃止、事業追加による）
平成27年12月 5日変更認可（事業廃止、事業追加、副理事長職の新設によ
る）
平成28年 2月23日変更認可（事業廃止、事業追加による）
平成28年 5月20日変更認可（事業追加による）
平成29年 1月20日変更認可（社会福祉法改正による）
平成29年 3月31日変更認可（事業の移管、基本財産の増加による）

③ この定款は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年 2月 1日変更認可（事業追加、基本財産の増加による）
平成30年 5月 8日変更認可（事業追加による名称変更）
平成30年 8月 3日一部変更（届出）
令和 元年 5月16日変更認可（定款例に基づく追記）
令和 7年 7月 8日変更認可
令和 8年 2月 3日変更認可